

自己点検・評価報告書
平成27年度

桐蔭横浜大学大学院
法務研究科法務専攻

自己点検・評価報告書

平成27年度

序章	2
1. 理念・目的及び教育目標	3
2. 教育の内容・方法・成果等	5
2－(1) 教育課程等	5
2－(2) 教育方法等	9
2－(3) 成果等	17
3. 教員組織	20
4. 学生の受け入れ	25
5. 学生生活への支援	31
6. 施設・設備、図書館	35
7. 事務組織	38
8. 管理運営	40
9. 点検・評価等	41
10. 情報公開・説明責任	43
終章	44

序章

平成 14 年の学校教育法改正に伴い、法科大学院等専門職大学院に対してもそれらが実施する教育研究活動の状況等について認証評価機関による評価を受けることが義務づけられた。平成 20 年度に、桐蔭横浜大学大学院法務研究科（桐蔭横浜大学法科大学院）は、この認証評価を財団法人大学基準協会に依頼し、同協会から適合の評価を受けた。もともと、勧告や問題点も指摘されたところであり、本法科大学院はこれを真摯に受け止めて改善に取り組んできた。

しかしながら、平成 25 年度において同協会に、認証評価を依頼したところ、不適合の評価を受けたことから、今回の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、今回の不適合という評価を厳粛に受け止め、本法科大学院の自己点検評価委員会が、前回の認証評価で受けた指摘とそれに対する改善状況を踏まえつつ、同協会の点検・評価基準に照らし合わせながら自己点検・評価の結果等を正確に記述することに努めた。

本法科大学院は、「多様なバックグラウンドの人材を受け入れる」ことによって、いわゆる「ハイブリッド法曹」（本法科大学院の造語）を養成することを目標として教育に当たっている。この「ハイブリッド法曹」とは、法律知識と法律以外のさまざまな専門分野の知識経験及び新しい問題に的確に対処することができる柔軟な能力を兼ね備えた人材を意味する。多様化する現代社会においては、従来の法律知識だけでは解決困難な問題が多々発生しており、これらの問題解決のためには法律以外の知識を加えた解決方法が重要となっている。このような社会の状況に適切に対応するため、法律以外の知識経験をも備え、包括的な知識経験を活用して総合的な問題解決に当たることができる法曹有資格者の養成を目標として掲げているのである。

本法科大学院は未修学生を対象に教育指導を実施し、一般学生に加え有職社会人学生の受け入れも行っている。このため、3 年間の教育課程の他に 5 年の長期在学教育課程も設定し、様々な分野の学生が自身のライフプランに合わせて修得可能な教育体系を取っている。

また、本法科大学院は横浜及び東京の 2 ヲ所にキャンパスを有し、横浜キャンパスでは昼間授業、東京キャンパスでは主に夜間授業（土曜日は昼間のみ）の履修方式を採用している。東京キャンパスは有職社会人の利便性を考慮しての対応である。

このように本法科大学院では、2 か所のキャンパス、昼夜の授業と多岐の運営形態を行っているため、教員・学生・事務局間の学習サービス及び連絡事項について 1 か所に集中して行うことが難しい。このため、インターネットを利用したシラバスネットを利用している。シラバスネットは、授業の資料配布、教員からの学習指導、授業に関して自由に質問ができる質問掲示板及び事務局

からの連絡・申し込み等に活用し、一般学生、特に有職社会人学生に対して利便性を図っている。

今回の自己点検・評価により、本法科大学院がこれらの教育コンセプトに則り日々実施している日常業務の全般にわたって、同協会が定める法科大学院基準に従って考察した結果、現状の問題点や改善点を洗い出すこともでき、今後の対応策、改善策を見出す機会を得られたことは、本法科大学院自身にとっても意味のあることであった。その意味で、今回の結果を踏まえ、この報告書に記載された内容を今後の本法科大学院の教育に積極的に活用して、本法科大学院が掲げる教育基本理念をより忠実に実現し、「法科大学院の社会的要請」に応えていく絶好のスプリングボードとして参りたいと考えるものである。

1. 理念・目的及び教育目標

[現状の説明]

理念・目的及び教育目標の明確な設定については、桐蔭横浜大学法科大学院学則第2条に示されているように、本法科大学院の理念・目的は、法実務専門職の養成である。より具体的に説明すると、法律知識と法律以外のさまざまな専門知識の両方を併せ持つことによって、新しい問題に対処できる総合的な能力をもった法曹の養成である。このような理念・目的に基づいて、本法科大学院はその教育目標を「ハイブリッド法曹の養成」として明確に設定している。

理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性については、本法科大学院の理念・目的及び教育目標は上記の通りであり、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律で規定されている「専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性、職業倫理を備えた」法曹の養成に対応するものである。しかもその理念・目的ならびに教育目標は、同法第1条が定める目的、すなわち、「法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保」及び「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」目的に沿ったものである。

理念・目的及び教育目標の学内周知については、本法科大学院のパンフレットに本法科大学院の理念・目的及び教育目標を掲載して、教職員や学生に配布するなどして周知している。また、教員に対しては、毎月開催される教授会において、本法科大学院の理念・目的及び教育目標の周知と再確認を定期的に行っている。学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院の目指す「ハイブリッド法曹の養成」と、そのためのカリキュラムの特色についても理解を深めさせている。

理念・目的及び教育目標の学外周知については、本法科大学院のホームペー

ジヤパンフレットに本法科大学院の理念・目的及び教育目標を掲載して、広く明示している。

教育目標の検証については、教授会及びFD研究会において、適宜検証がなされている。

[点検・評価（長所と問題点）]

理念・目的及び教育目標の明確な設定については、「ハイブリッド法曹の養成」という特徴的な目標を明確に設定しており、また、これまでに、医師、公認会計士、弁理士などの資格を有する学生が司法試験に合格した後、法曹へと進んでおり、着実に成果を挙げている点は評価できる。学位授与方針は明確に設定され平成28年3月までには、周知・公表される予定である。

[将来への取組み・まとめ]

平成27年度中に学位授与方針を設定し、本法科大学院のホームページに記載して、周知・公表する予定である。

2. 教育の内容・方法・成果等

2- (1) 教育課程等

[現状の説明]

法令が定める科目の開設状況とその内容の適合性については、「桐蔭横浜大学法科大学院学生便覧・履修要項・授業計画集（平成 27 年度）」に記載のように、法曹養成に特化した法学教育を行うとの法科大学院の理念ないし制度趣旨を実現するために、いわゆる法学既修者であるか未修者であるかを区別しないで一律 3 年の体系的な教育課程を編成している。具体的には、「法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律」第 2 条および「平成 15 年文部科学省告示第 53 号」（以下、「告示」という）第 5 条に則り、本法科大学院学則別表第 1 に記載のように授業科目をその内容に応じて、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の 4 つの科目群に分けて、それぞれ 25 科目（公法系 7 科目、刑事法系 7 科目、民法法系 11 科目）、13 科目、5 科目、31 科目を開設している。

なお、前回の認証評価で、商法分野の手形法小切手法については、「手形法小切手法」が法律基本科目群の選択科目として開設されているほかは、3 年次の必修科目である「民事法総合演習 2」において若干扱われているのみであるため、「手形法小切手法」を選択しない学生にとっては、当該分野に関する学修機会が十分に確保されていないことから、商法関連科目のカリキュラム編成および授業内容の検討・見直しが求められるとの助言を得た。単に「手形法小切手法」を必修科目とすることにより修了単位数が増加することになるため、「手形法小切手法」を必修化するには、カリキュラム全体の見直しが必要となる。カリキュラムの見直しおよび各授業科目の内容の検討・見直しについては今後の課題として早急に取り組む必要がある。

法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目の開設については、法曹養成に特化した法学教育を行うとの法科大学院の理念ないし制度趣旨を実現すべく体系的な教育課程を編成し、具体的には、基本的な法理論の修得を目標として法律基本科目群、実務教育の導入として実務基礎科目群、日本の現行実定法の解釈に幅と奥行きを与えるためことを目標として基礎法学・隣接科目群を、法律基本科目をさらに発展させ、その先端にある法状況について理解し問題解決の方向を探ることを目標として展開・先端科目群を置き、それぞれの科目群の目標に合った授業科目を本法科大学院学則別表 1 に記載のように開設している。

学生の履修が過度に偏らないようにするための配慮に関しては、「告示第 53 号」第 5 条第 2 項の趣旨を踏まえて、本法科大学院学則別表 1 に記載のように、修了要件の 93 単位以上について科目群ごとの要件単位数を法律基本科目群 56

単位以上(必修科目 56 単位)、実務基礎科目群 11 単位以上(必修科目 7 単位)、基礎法学・隣接科目群 4 単位以上(すべて選択必修)、展開・先端科目群 18 単位以上(すべて選択必修)としている。比率は、法律基本科目群 60.2%、実務基礎科目群 11.8%、基礎法学・隣接科目群 4.3%、展開・先端科目群 19.3% となっており、法律基本科目群に傾斜した課程編成にはなっていない。

カリキュラム編成における授業科目の必修科目、選択必修科目、選択科目等への適切な分類及び配置については、本法科大学院学則別表 1 に記載のように、法律基本科目群 25 科目(64 単位)のうち基本科目である 21 科目(56 単位)を必修科目とし、実務基礎科目群のうち基本科目である 4 科目(7 単位)を必修科目とし、それ以外は選択必修科目及び選択科目としている。また、科目の年次配置に関しては、「桐蔭横浜大学法科大学院学生便覧・履修要項・授業計画集(平成 27 年度)」及び本法科大学院学則別表第 1 に記載のように一律 3 年の体系的な教育課程のもとで「基礎から応用、そして展開へ」という履修目標を設定し、1 年次については「基礎を固める」を履修目標に法律基本科目群から講義科目 11 科目(30 単位)と実務基礎科目群から 1 科目(1 単位)を必修科目として配置している。2 年次については「基礎を固めながら、応用する」を履修目標に法律基本科目群から講義科目 2 科目(4 単位)と演習科目 4 科目(10 単位)、実務基礎科目群から 1 科目(2 単位)を必修科目として配置し、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群の選択必修科目からも履修できることとしている。3 年次については「応用しつつ、展開する」を履修目標に法律基本科目群から演習科目 4 科目(10 単位)と実務基礎科目群から 2 科目(4 単位)を必修科目として配置し、それ以外は選択必修科目及び選択科目としている。

授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏していないかについては、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されている。具体的には、授業計画は体系的に設定されており、司法試験に出題された分野を中心に授業を行うようなことはしておらず、また、演習科目等において事例演習を行う場合も基本的には担当教員が自作した問題を使用している。また司法試験過去問題を演習科目等において使用する場合にも、中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」(文部科学省高等教育局長通知(26 文科高第 341 号)2014(平成 26)年 7 月)の内容に従い、事実認定・論点抽出・理論構成を修得させる目的において節度ある範囲内で使用する旨の申し合わせを第 116 回教授会において行い、そのように使用している。

単位数の設定については、大学院設置基準第 21 条の規定に則り、講義科目及び演習科目については、1 回の授業を 90 分とし、計 15 回行い、これを 2 単

位とし、実習科目については、1回の授業を90分とし、計15回行い、これを1単位としている。

授業期間の設定については、大学院設置基準第22条の規定に則り、桐蔭横浜大学法科大学院学則第27条で規定されているように、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としている。

各授業科目の授業の期間については、大学院設置基準第23条の規定に則り、桐蔭横浜大学法科大学院学則第31条で規定されているように、授業科目の授業は、教育上特別の必要がある場合を除いて、15週にわたる期間を単位として行うものとしている。なお、一部の科目については、兼任教員の都合や模擬法廷を利用するためなどの理由により、やむを得ず集中講義としているが、基本的には1日に3コマ（4.5時間）を超えて実施しないようにして、また、数週にわたる期間で実施するようにして、十分な学習が確保されるように配慮している。

法理論教育と法実務教育の架橋については、本法科大学院学則別表第1及び本法科大学院履修要項の教育過程表に記載のように、実務との架橋のために実務教育の導入として実務基礎科目群を置き13科目を開設している。各授業科目の授業の内容や履修方法などについては、各授業科目の特色に応じて工夫をしており、たとえば、「法実務研修（エクスターンシップ）（短期）」及び「法実務研修（エクスターンシップ）（長期）」については実習科目とし、実習科目運営要綱を定めて運用している。

法実務基礎科目については、「告示第53号」第5条第1項の2の趣旨を踏まえて、本法科大学院学則別表第1に記載のように、法曹倫理に関する科目については「法曹倫理」を必修科目とし、民事訴訟実務に関する科目については「要件事実と事実認定の基礎」を必修科目とし、「民事模擬裁判」及び「民事弁護実務の基礎」を選択必修科目とし、刑事訴訟実務に関する科目としては「刑事訴訟実務の基礎」を必修科目としてそれぞれ開設している。

法情報調査及び法文書作成については、本法科大学院学則別表第1に記載のように、法情報調査に関する科目については「法情報調査」を、法文書作成に関する科目については「法律文書作成」を開設している。

前回の認証評価において、法律実務基礎科目群に配置されている「法的文書作成の要点（公法系）」、「法的文書作成の要点（民事系）」及び「法的文書作成の要点（刑事系）」は法律基本科目の実質を有しており、適切な分類がなされているものとは判断できないこと、および上記科目の一部には、数年分の司法試験問題を使用し、答案を作成させていることが認められ、司法試験対策に偏重した内容が認められることから、上記科目は実務において求められる法文書の作成を取り扱う科目としては認められず、実質的に法文書作成に関する科目が存在しないこと、さらに、上記科目の一部は東京キャンパスでのみ開講

されており極めて不公平な状態にあることにつき勧告を受けた。当該勧告を受けて、上記 3 科目を廃止するとともに、平成 27 年度より新たに、実務法曹がその活動の様々な場面で作成することが必要とされる法律文書作成の基礎を学ぶことを目的とする科目である「法律文書作成」を法律実務基礎科目群に新設し、横浜・東京両キャンパスで開講している。

実習を主たる内容とする科目の開設については、本法科大学院学則別表第 1 及び本法科大学院履修要項の教育過程表に記載のように、「法実務研修（エクスターンシップ）（短期）」及び「法実務研修（エクスターンシップ）（長期）」を実習科目として開設している。また、「民事模擬裁判」、「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」は講義科目として開設しているが、講義だけでなく模擬法廷での実習も行っている。

臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制については、「法実務研修（エクスターンシップ）（短期）」及び「法実務研修（エクスターンシップ）（長期）」において、法律事務所における研修を実施している。内容としては、裁判所などに弁護士である教員と同行して見学したり、弁護士が行う依頼者との面接や法律相談などに立ち会ったりするなどの研修を行っている。研修先となる法律事務所については、履修可能な学生数を、1 事務所あたり 2 名までとし、授業の開始前に学生の希望調査を行い、そのリストに基づいて、実習科目運営委員会が研修先を決定し、学生は、これに従って履修登録をすることとしている。責任体制については、実習科目運営要綱を定めている。

実習科目における守秘義務等については、本法科大学院実習科目運営要綱に記載されているように、事前指導として法律事務所での行動規範を説明した上で誓約書の提出を義務づけ、行動規範に反した場合には、学則に基づき処分の対象としている。また、法科大学院生教育研究賠償責任保険については、入学時に全員強制加入としている。

特色のある取組みについては、本法科大学院は「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標に掲げているが、この教育目標は、入学前に法学以外の分野での専門知識を有する社会人学生を積極的に受け入れて、法的知識を身につけさせようというものであることから、教育課程において「ハイブリッド法曹の養成」のために特別な取組みは行っていない。

[点検・評価（長所と問題点）]

法令が定める科目の開設状況とその内容の適合性については、本法科大学院では、いわゆる法学既修者であるか未修者であるかを区別しないで一律 3 年とする教育課程を編成し、3 年間で実務法曹に必要な法知識と応用力を身につけることができるように授業科目を配置している。これは、法科大学院制度の目

的に合致するものと言える。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、一律3年の体系的な教育課程のもとで「基礎から応用、そして展開へ」という履修目標を設定して、法律基本科目群の要件単位56単位はすべて必修科目とし、また1年次に講義科目のほとんどを配置し、さらに法律基本科目群の公法系、刑事法系及び民事系の基幹となるべき科目については、3年間を通じて常に履修可能なカリキュラム編成となっているなど学生による履修が系統的・段階的に行えるように十分な配慮がなされている点では評価できる。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、実務基礎科目群に13科目(24単位)を開設しており、実務基礎科目群が充実している。

法律実務基礎科目及び**法情報調査及び法文書作成**については、いずれの科目もそれに該当する科目が開設されている点では評価できる。

実習を主たる内容とする科目の開設については、「法実務研修(エクスターンシップ)」について、1週間の短期コースと2週間の長期コースを設けて、社会人学生を含め希望者全員が履修することが可能である点は評価できる。

[将来への取組み・まとめ]

開学後10年以上が経過し、学生の人数および質に変化が見られることから、より効果的な学修を可能ならしめるようにカリキュラムを見直すべきであるとの意見が複数の教員から寄せられており、認証評価において指摘された「手形法小切手法」の必修化を含めたカリキュラム全体の見直しを今後早急に検討する必要がある。またそれとともに「ハイブリッド法曹の養成」という教育目標をさらに深化させるために、「ハイブリッド法曹の養成」にふさわしい科目を展開・先端科目群に増設することを検討する。

2-(2) 教育方法等

[現状の説明]

課程修了の要件については、専門職大学院設置基準第23条の規定に則り、本大学法科大学院学則で規定されているように、在学期間は原則として3年、長期在学コースについては5年であり、修了に必要な単位数はいずれも93単位である。また、修了に必要なGPAは1.8である。

履修科目登録の上限設定については、平成15年文部科学省告示第53号第7条の規定に則り、本法科大学院履修要項で規定されているように、1年次で31単位、2年次で36単位、3年次で44単位となっている。

他の大学院において修得した単位等の認定については、30単位を超えない範囲で、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目の履修により習得したものとみなすことができるとしている。この対象とな

るのは、原則として本学大学院法学研究科修士課程で開講される基礎法学分野の授業科目である。

入学前に修得した単位等の認定については、大学院法学研究科修士課程修了者については、修士課程で履修した単位、専攻（又は研究分野）及び修士論文（又は特定課題研究の成果）の論題・内容などを勘案して、これらに相当する授業科目について 30 単位を上限として認めるものとしている。ただし、その場合にも、法律基本科目群のうちの演習科目については認定の対象から除外され、実務基礎科目群については原則として「法情報調査」を単位認定の対象科目としている。

他の法科大学院からの転入学者については、他の法科大学院で履修し修得した単位・内容などを勘案して、これらに相当する本学法科大学院において開講する授業科目について 67 単位を上限として認めるものとしている。

なお、上記 30 単位および 67 単位というのは、単位互換によるものとあわせての上限とされている。

在学期間の短縮については、本法科大学院では在学期間の短縮を認めていない。

法学既修者の課程修了の要件については、本法科大学院では法学既修者コースを設けていない。

履修指導の体制については、まず、法学未修者コースのみを設置している本法科大学院については法学未修者と法学既修者の区別といった事柄については説明すべき点はない。本学入学者＝法学未修者のための履修指導の体制としては、全学生を対象に学期始めにオリエンテーションを実施するとともに学期中に問題が生じた場合については教務委員会が問題を整理し処理を行ない、その他個別指導が必要な場合は後述するアドバイザー制度を利用する。

教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、各担当教員によるオフィスアワーが設定され、当該科目の内容について学生は各教員の研究室等を訪ねて自由に質問することができる。加えて、インターネットによるオンライン学習サービスとしてシラバスネット上で質問ができるように配慮している。また、教員 1 名が学生 5 名程度を担当して学生の学習上の質問に答え、生活上の悩みに助言をするアカデミック・アドバイザー制度が存在している。

なお、前回の認証評価において、オフィスアワーの設定方法につき、オフィスアワー周知文において、オフィスアワーを設定せずにメールのみの対応やメールでの事前予約を要求している教員が複数名いたことに対して、学生の利便性を考慮するならば、事前にオフィスアワーを設定し学生に周知することが望まれる旨の指摘を受けた。これを受けて、平成 26 年度より、すべての教員が、横浜キャンパス研究室

または東京キャンパス教員控室におけるオフィスアワーを設定し、これを周知文に記載して学生に周知している。

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、前述のようにアカデミック・アドバイザーは、本法科大学院設置当初から置いている。ティーチング・アシスタント制度は、桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタントに関する内規が制定されているが、本法科大学院生については学習専念の必要があるため本法科大学院においては実施していない。ただし、常勤の教育助手を1名おいて、学生からの相談や授業の補習などの学習支援を行っている。

なお、前回の認証評価において、教育助手による補講ゼミが東京キャンパスのみで開催されているため、横浜キャンパスにおいても同様の措置を講ずることが望まれる旨の助言を受けた。現在、教育助手が横浜に一定の時間助手室に在席し、学生の学修の支援を行っている。

正課外の学習支援については、上記の通り、教員によるオフィスアワー及び教育助手による指導に限定しており、司法試験対策に関連した指導は行っていない。

授業計画等の明示については、まず、法曹として備えるべき基本的素養の水準として、平成24年度より、共通的な到達目標を設定することにし、その内容は、2010年9月に法科大学院コア・カリキュラム調査班が公表した共通の到達目標モデル第二次案修正案と同様とすることにした。この点は、本法科大学院の履修要項及び授業計画集に明記している。次に、1年間の授業計画については、本法科大学院の授業計画集において、前期及び後期の開講科目すべてについて、(1)科目内容・目標、(2)授業の基本方針、(3)成績評価、(4)教材及び(5)授業計画を記載し、また、(5)では、2単位科目であれば15回分、4単位科目であれば30回分の授業内容を詳細にかつ具体的に説明し、学生に周知している。

シラバスに従った適切な授業の実施については、本法科大学院の授業計画集に示された授業計画に沿って授業を行っている。ただし、現実には、授業時間、学生の理解の程度、教員が説明をどこまで詳細なものにするかの配慮などにより進度に多少のずれが生ずることもある。

なお、前回の認証評価において若干の科目において、シラバスに示された授業計画に沿って授業が行われていないことが認められるとの指摘がなされた。しかしながら、現在ではシラバスに示された授業計画にそって授業を行っている。

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、授業方法は授業計画集の中の「授業の基本方針」の中で説明がされ、学生に周知されている。授業形態は大別して講義、演習、実習の3種類の科目に分けられる。講義科目

では基礎となる知識を習得させることが最重要であるから、この点について教員が説明を行う。その上で、習得した知識の確認として、小テストを行ったり、復習もしくは予習の程度を調べるために適宜、口頭での質問を授業中に行ったりしている。また、科目によっては教材の中に設問を示しておき、講義とこの設問を織り交ぜて設問に対して学生に解答させることにより、授業を進める場合もある。この点で、法律未修者を対象としていても、一方的な講義形式による授業になることは避けている。演習科目については、基本的には学生からの報告とそれをめぐる討論により授業を進めている。報告内容について、理由付けの十分性、論理の一貫性、そして結論の妥当性をめぐり報告者以外の学生や教員からの質問と応答により問題点についての理解を一層深めるようにしている。実習科目については、教室における起案の作成と発表、ロールプレイなどで基礎的な訓練を行った上で、実際に依頼人と面接して相談を受ける等、法科大学院を卒業して試験に合格した後直ちに実務についても困らないように準備をしている。

授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなっていないかについては、上記にも記載の通り、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮している。具体的には、授業計画は体系的に設定されており、これに沿って授業は行われている。また司法試験過去問題を演習科目等において使用する場合にも、中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」（文部科学省高等教育局長通知（26 文科高第 341 号）2014（平成 26）年 7 月）の内容に従い、事実認定・論点抽出・理論構成を修得させる目的において節度ある範囲内で使用する旨の申し合わせを第 116 回教授会において行い、そのように使用している。

少人数教育の実施状況については、少人数教育は学生個人が自ら考え、省察し、そして自分の考えを説得的に呈示することができる能力を身につけさせる上で必須の要素であると考え、本法科大学院ではそれを実施してきている。これまでの大人数教育では、教員からの一方的な講義、学生の側での講義内容の書き取りやその内容の記憶といった要素が中核となり、これでは法律実務で不可欠である依頼人との相談やアドバイス、討論、弁論の訓練が何もできない。本法科大学院は、1つの科目を昼間の横浜キャンパスと夜間の東京キャンパスの両方で開講するなどして、1クラスの学生数が少人数になるように配慮している。その結果、開講するすべての科目のクラスにおいて 20 名よりも少ない学生数で授業を実施している。

各法律基本科目における学生数の適切な設定に関しては、法律基本科目群の講義科目については、1つの科目を昼間の横浜キャンパスと夜間の東京キャンパスでそれぞれ 1クラスずつ合計 2クラス開講し、1教室 20 名より少ない学生

数で授業を実施している。一方、演習科目については、10名から15名程度が適切な規模であることから、1つの科目について2ないし3クラス開講している場合もある。

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、実習科目では法律事務所や裁判所などでの一定期間の継続した実習を伴うために、履修可能な人数や履修制限のための要件を課さざるを得ない。「法務実務研修(エクスターンシップ)」については希望者全員が履修できるようにしているが、学生を受け入れる法律事務所及び監督能力との関係で、1カ所2名に限定されており、実際にそのように運用されている。

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については、授業計画集の中の各科目のシラバスで成績評価の項目を設け、各科目でどのような基準で成績が評価されるかを具体的に学生に示している。そこでは、期末試験、中間試験、小テスト、レポートそして平常点などがどのような割合で最終評価に反映されるかを明示している。最終成績は2つの方法で表示されることになっている。一つは5段階評価であり、S(90点以上)から始まり、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(不合格、60点未満)で示される。二つめはGPAによる評価であり、上記S~Dにそれぞれ4、3、2、1、0という数値(基準値、GP)を割り当てて数値化し、それを $GPA = (GP \times \text{単位数}) \div \text{履修登録単位数の総和}$ という計算式で算出し、この値を成績不良による注意、進級制限、退学勧告、クラス分け、修了認定などのための基準として採用している。

なお、「要件事実と事実認定の基礎」以外の実務基礎科目群の科目については、当該科目の性質から5段階評価にはなじまないものとして、合格・不合格のみで表示されGPAには算入されていなかったが、前回の認証評価において5段階評価による評価を行うべきであるとの指摘を受け、平成26年度より、実務基礎科目群を含むすべての科目において5段階評価による成績評価を行い、GPAに算入している。

単位認定については、修士課程や他の法科大学院で履修し修得した単位・内容などを勘案して個別に認定を行い、入学後速やかに法科大学院事務室に申請することを履修要項に明記している。

課程修了の認定については、修了要件が93単位以上修得し、累計GPA1.8以上であること、さらに、科目群ごとの要件単位数を充足する必要性があることを履修要項に明記している。

成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、まず1名の教員が1つの科目を担当している場合にはその教員により、複数の教員が1つの科目を担当している場合にはそれらの教員の合議によって成績評価がされる。後者の場合、試験の答案の採点に当たっても1人の学生の答案を

必ず2名の教員が採点することとして偏りのある評価がされることを避けている。成績評価は5段階評価とし、絶対評価と相対評価を併用している。絶対評価としては、S（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（60点未満）とし、C以上を合格としている。相対評価としては、合格者について、Sを5%、Aを25%、Bを40%、Cを30%とし、原則として5%を超えてこれを逸脱してはならず、正当な理由がある場合に限り逸脱する成績（不適合成績）をつけることができるが、その場合には、教授会での承認が必要であることとしている。不適合成績が教授会で承認された件数は、平成26年度では前期1件、後期3件、平成27年度前期では3件である。

単位認定については、単位認定を希望する科目について、修士課程や他の法科大学院のシラバス等の資料を提出させた上で、教務委員長が内容や単位数が合致するかどうかを判断し、その後教務委員会においてこれを承認するということにしている。

課程修了の認定については、教授会において審議することになっているが、履修要項で規定された修了要件を満たしているかどうかを判断するだけであり、客観的にかつ厳格に実施している。

なお、前回の認証評価において、一部の授業科目で、平常点の授業項目として、授業内での発言や質問の項目とは別に、出席状況という項目が設けられており、実際に出席自体が加点対象として評価されていることが認められるとの指摘がなされた。これに対しては、教授会において出席自体を加点対象としないよう申し合わせを行うとともに、非常勤教員を含むすべての教員に対してその旨を通知して徹底させた。

再試験については、本法科大学院では、再試験の制度を設けていない。

追試験については、学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合に追試験を受験できることとする措置をとり、これを適正に実施している。追試験を受験できるのは、疾病の場合、不慮の事故及び災害の場合、二親等内の親族の死亡の場合、その他やむを得ない理由があると認められる場合のいずれかに該当し、かつ、授業担当教員が認めた場合であり、これらについては追試験のための手続等を含め、あらかじめ履修要項に明示されている。

進級制限については、1年次から2年次に進級するにあたり、長期在学コースの学生を除き1年次終了時における修得単位数17単位以上で、かつ、累計GPA1.7以上を進級条件とする進級制限を設け、このような進級条件を満たさなかった学生は1年次における履修目標を達成できなかったものとみて原級に留置する措置をとっている。

進級制限の代替措置については、進級制限を行っていることから該当しない。

FD体制については、桐蔭横浜大学法科大学院教員研修委員会規則に則り、

組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行うため FD 委員会を設けて、FD 活動に特化した FD 研究会を年に数回開催することとし、平成 26 年度は 1 回、平成 27 年度は 2 回開催した。

なお、FD については、前回の認証評価において、活発に実施されていないことから、教育内容・方法の改善に有効に機能しているとは言えないとの指摘を受けたため、平成 26 年度から FD 研究会を上記のように開催するとともに、教授会においても必要に応じて随時 FD 委員会委員長より資料等を配布し、議論を行っている。

FD 活動については、FD 研究会に専任教員だけでなく非常勤講師にも参加を呼びかけ、教育内容及び方法について議論し、その中で有効と思われるものについては、積極的に授業に取り入れていくようにしている。

学生による授業評価については、開講するすべての科目について毎学期末に学生による授業アンケートを書面により実施している。

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、毎学期末に実施される学生による授業アンケートをすべて取りまとめた上で、全専任教員に配布して、情報を共有することによって、教育の改善に役立てている。

なお、前回の認証評価において「授業アンケート」の結果が、学生に対して公表されていないことについての指摘があった。現在では「授業アンケート」の結果を事務課窓口にて閲覧することが可能となっており、学生に対する結果の開示がなされている。

教育方法に関する特色ある取組みについては、法科大学院制度の本旨に照らし、理論と実務とを架橋すべく実務基礎科目群の充実を図り、展開・先端科目群も含め、まさしく法実務の最先端・最前線で活躍している多くの実務家を専任教員としてだけでなく、非常勤講師として迎え入れて現場での感覚に即した授業を行いうるようにしている。とりわけエクスターンシップにおいては、専任実務家教員のほか受入先となる弁護士全員を本法科大学院の非常勤講師とすることにより、より一層責任ある指導体制を構築している。

また、本法科大学院は、その理念・目的であるハイブリッド法曹の養成に適うように、専門的知見を有する社会人を受け入れ、そのような有職社会人学生が仕事と学修を可能な限り両立させることができるようにすべく、東京キャンパスを設け対応している。そこでは、昼夜開講制により夜間の授業開始時刻を午後 7 時からとすること、一般の 3 年コースのほか 5 年を標準修業年限とする長期在学コースを設けること、大学に出校しなくても授業等に必要な情報はシラバスネットを通して得られるよう IT 環境を整え、オンライン学修支援サービスを提供すること、とりわけ判例や法律文献の検索等のため学生各人に法律データベース利用のための ID とパスワードを付与し、いつでも・どこでもアク

セスできるようにすること等の配慮をしている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

課程修了の要件については、修了の認定に必要な単位数が法令の要求する最低限の数字となっているが、有職社会人学生への配慮という観点からすると評価できるものの、純粹未修の一般学生にとっては少なすぎるのではないかとの意見もあり得る。カリキュラム全体の見直しも含めて、今後検討するべきである。

履修科目登録の上限設定については、1年次および2年次は「告示第53号」第7条で「標準」とされている36単位以下であり問題はないが、3年次はこれを上回っている。これは、上記告示の36単位というのは「標準」に過ぎず、これを上回ることが絶対に否定されるものではない、という解釈を前提としている。実質的に考えても、1～2年次に比べ3年次は基礎学力を身につけているからこれらよりもたくさんの科目を履修したとしても負担が過重になるとは考えにくく、また修了を控えた最終学年であることから、履修可能な単位数が多いほうがむしろ望ましいとも判断できる。加えて、1年次33単位、2年次36単位、3年次44単位と、学年が上昇し学生の基礎学力が増すにしたがって漸次増加するシステムを採用しており、このような仕組みは各学年同一とする方式に比べてより合理性があるものと評価できよう。

教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、オフィスアワーの制度を設けているが、実際の利用については十分とはいえない。学生の消極性がその原因の1つであると見ることができる。他方、学生の立場に立てば日常的に教員と顔を合わせる機会が少ないため、積極的に利用する気持ちになれないところがある。また、東京キャンパスでは、学生の大半が有職社会人であることから、時間・場所の設定を工夫しても授業外で直接教員に質問するというのはなかなか困難である。そのため、前述したシラバスネットや電子メールを利用した学習支援に頼っているというのが現状である。しかし、現在では東京キャンパスにおいても、授業開始前の一定時間、各教員が教員控室で待機するなどの措置をとっているため、学生が直接教員に質問する機会が増したということができる。

進級を制限する措置については、1年次から2年次に進級できず、いわゆる留年をした学生は、平成26年度は8人、平成27年度は5人であった。本法科大学院においては、有職の社会人学生が多数在学していること、法学未修者を対象とする3年コースであることなどの要因が指摘されようが、法科大学院において制度として求められている厳格な成績評価をある意味では妥協することなく忠実に断行した結果であるともみることでもできよう。

進級制限との関係で配慮すべきことは、留年した学生に対し学習面のみなら

ず精神面も含め必要十分な指導を尽くすことであろう。なぜ進級条件を満たすことができなかつたかその原因はどこにあると考えられるか、今後どのような心構えで学修を進めていくべきか等、各学生によりその状況は異なるので教務委員会としては留年をした学生のための別途のオリエンテーション等において、またアドバイザーの協力も得て個別的に把握し丁寧に指導することとしている。

FD 制度及び**FD 活動**については、FD 研究会の開催回数が少なく、また、相互授業参観制度の実施回数も少なく、さらなる活性化が必要である。

教育内容及び方法に関する特色ある取組みについては、ハイブリッド法曹養成を本法科大学院の理念・目的として掲げ、有職社会人を多く受け入れることは司法制度改革の一環として設立された専門職大学院たる法科大学院の本旨にも適うと考えられることから、有職社会人学生が可能な限り仕事と学修を両立させることのできる環境を整えるべく現状のような取組みをしているところである。このような取組みは、教員だけでなく事務方も含め大学スタッフ全員が共通の認識のうえに立ったものであり評価されてよいであろう。

[将来への取組み・まとめ]

FD 活動のさらなる活性化のために、FD 研究会の開催回数を増やすとともに、相互授業参観制度を実施して教員が相互に学び、これを授業改善の契機としてより効果的な教育を行うことのできるよう努力しなければならない。

2 - (3) 成果等

[現状の説明]

教育効果の測定については、将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準として、上記のように平成 24 年度から、2010 年 9 月に法科大学院コア・カリキュラム調査班が公表した共通的到達目標モデル第二次案修正案と同様の水準とすることにしたが、その達成状況を測定する仕組みについては、まだ整備されていない。また、本法科大学院は「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標に掲げているが、上記の通り、この教育目標は、入学前に法学以外の分野での専門知識を有する社会人学生を積極的に受け入れて、法的知識を身につけさせようというものであることから、その達成状況を測定する仕組みは設けていない。

前回の認証評価において、教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されていないことから、早急にこれを整備することが望まれる旨の助言を受けた。今後の課題である。

司法試験の合格状況等の把握・分析については、まず、司法試験の受験者数及び合格者数は、合格発表後に開催される教授会において資料が提出され、その年の傾向や今後の対策について検討がなされている。次に、標準修業年限修

了者数及び修了率については、教授会において修了判定をする際に資料が提出され、分析や検討が行われている。

前回の認証評価において、本学の司法試験の合格率が、経年的に全国平均の1/2未滿に留まっており、法実務専門職の養成という本学の理念・目的を達成しているとは言い難い状態にあることから、司法試験の合格状況等の分析結果を有効に活用したうえで、理念・目的及び教育目標の達成に結びつける取組が望まれるとの指摘を受けた。今後より一層詳細な分析・検討を行い、効果的な学修を可能ならしめるカリキュラムや教育方法の改善につなげる必要がある。

修了生の進路等の把握については、事務において手紙や電子メールなどを利用して把握する体制を取っている。

前回の認証評価において、法曹以外に進んだ者に関する進路の把握が十分でなく、また公表も進んでいない旨の指摘がなされた。これについてはメール、郵便、アドバイザー等の教員などを通じて進路状況の把握に努めている。

修了生の進路等の公表については、本法科大学院のパンフレットおよびホームページにおいて、法曹になった者の一部について紹介を行っている。

特色のある取組みについては、本法科大学院は「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標に掲げているが、これまでに医師、公認会計士、弁理士などの資格を有する学生が司法試験に合格した後、法曹へと進んでおり、着実に成果を挙げている。また、これらの者を非常勤講師として採用し、それぞれの専門に即した科目を担当させている。

[点検・評価（長所と問題点）]

教育効果の測定については、教育効果の達成状況を測定する仕組みを設けておらず、これをどのように整備するかが今後の課題である。

司法試験の合格状況等の把握・分析については、把握・分析はしているものの、法科大学院の恒常的な改善を図るために十分に活用し切れていない。

修了生の進路等の把握については、修了生に手紙や電子メールなど、あるいは在学中アドバイザーであった教員を通してなど、考え得る様々な方法で進路調査を行っているが、回収率の低さが問題となっている。法曹以外に進んだ者についての回収率がとりわけ低く問題である。

修了生の進路等の公表については、法曹以外に進んだ者について十分に把握ができていないことから公表していない。ただ、本法科大学院の場合は、有職社会人が多く、修了生の進路等の把握及び公表において、これらの者をどのように取り扱うのが問題となる。

特色のある取組みについては、本法科大学院は「ハイブリッド法曹」と呼ぶに相応しい者を多く排出しており、その点は評価できる。

〔将来への取組み・まとめ〕

教育効果の達成状況を測定する仕組みを早急に検討し、整備する必要がある。たとえば教育効果の達成状況を測定する共通到達テスト等に参加するなど、何らかの方策を検討する必要がある。また、司法試験の合格状況等の把握・分析を法科大学院の恒常的な改善を図るために活用する制度の構築が必要である。さらに、修了生の進路等について、進路調査の回収率を上げる方法を検討し、法曹に進んだ者のみならず法務博士として一般企業等で活躍する修了生についても進路の状況等をホームページ等で公表するようにしていきたい。

3. 教員組織

[現状の説明]

専任教員数に関する法令上の基準の遵守については、本法科大学院の収容定員は入学定員30人の3倍の90人であり、学生15人につき専任教員1名という基準で算出を行うと6人以上の専任教員が必要となるが、最低必要専任教員12名であるので、本法科大学院の場合は、12名以上の専任教員が必要であるのに対して、平成27年度において専任教員は15名であり、法令上の基準を遵守している。

1専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、現在、本法科大学院のすべての専任教員が、法務研究科法務専攻の1専攻に限った専任教員として取り扱われている。平成27年度の専任教員15名は、本法科大学院に限った専任教員である。

法令上必要とされる専任教員の教授の数については、「告示」第1条第3項に従い、専任教員の半数以上を教授としている。平成27年12月1日現在では、15名の専任教員中、教授11名、准教授4名である。

専任教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専門職大学院設置基準5条に基づき、本法科大学院の専任教員は、いずれも各専門分野につき高度の指導能力を備える者である。本法科大学院では教員資格選考基準を設けている。一般的教員資格基準として、教育上又は研究上の業績を有する者、特に優れた知識及び経験を有する者など、経歴上の要件として実務家専任教員については5年以上の実務経験を有する者、研究者専任教員については2年以上の教員経験を有する者とする規程を設けている。専任教員はこの基準を満たす者である。

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、専任教員15名中10名であり、すべての実務家教員が5年以上の法曹経験者である。したがって、実務家教員の割合は3分の2に達し、法令で要求されている基準を大きく上回っている。

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、「告示」第5条に規定する法律基本科目について、各科目に1名ないし複数の専任教員を配置している。「憲法」1名、「民法」（本法科大学院ではカリキュラム上は、「取引法1」「取引法2」「不法行為法」及び「家族法」の科目名称で配している。）3名、「商法」2名、「民事訴訟法」1名、「刑法」1名、「刑事訴訟法」1名である。なお、「行政法」の専任教員は、2015年3月時点での担当者の辞任により0名となったが、2016年度より1名を配置すべく、現在、その後任人事を進めている。

法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について専任教員の適切な配置については、法律基本科目に9名、実務基礎科目に5名、展開・先端科目に1名の専任教員をそれぞれ配置し、基礎法学・隣接科目については専

任教員を置かず、すべて兼担・兼任教員である。

なお、法律基本科目群における専任教員担当比率は、平成19年度は67.9%、平成24年度は77.6%、そして、平成27年度は86.4%と上昇傾向にある。

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、実務基礎科目として13科目を置き、「法情報調査」を除く12科目については、実務経験のある教員を配し、そのうち5科目（「法曹倫理」、「民事模擬裁判」、「企業法務」、「民事弁護実務の基礎」、「エクスターンシップ（長期）」及び「エクスターンシップ（短期）」）については実務経験のある専任教員が担当しており、法科大学院設置の理念である理論と実務の架橋の主要な担い手としている。

専任教員の年齢構成については、61歳以上の教員4名（全体の教員数に占める割合27%）、60歳以下51歳以上の教員6名（同40%）、50歳以下41歳以上の教員4名（同27%）、40歳以下31歳以上の教員1名（同7%）、30歳以下の教員0名となっており、バランスのとれた年齢構成となっている。

専任教員の男女構成比率の配慮については、専任教員に2名の女性教員を配置している。従って、現状では、男性の専任教員13名に対し、女性の専任教員2名（13%）である。

専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮については、本法科大学院と大宮法科大学院との統合が最終段階を迎えた平成27年度においては、大宮法科大学院大学の専任教員2名を本法科大学院の専任教員として採用した。なお、平成28年度より「行政法」の専任教員を補充することができるよう、現在、後任人事を進めているところである。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程については、「桐蔭横浜大学法科大学院教員資格選考規程」（平成16年4月1日制定）を定め、法科大学院が主体的な選考を行うことができようとしている。選考にあたっては、「資格選考基準」（平成16年4月1日制定）に基づき、学長が人事委員会の発議を受けて教員選考委員会を設け、その選考を経て研究科教授会の審議を経るものとしている。なお、教員の募集については、これまで公募方式ではなく推薦者によるクローズ方式で選考を行っている。

教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用については、①募集採用は、学界あるいは法曹界で名望のある適切な紹介者を経て、人事委員会で検討したうえ教授会で審議するものとしている。クローズ方式で募集しているので特に選考委員会を置かず、人事委員会の議を経て教授会です承を得ている。②任免および③昇格は、人事委員会の了解を経て教授会で承認を得るものとしている。

専任教員の授業担当時間の適切性については、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となるように努めている。専任教員は最大で年間18単位（大学院法学研究科修士課程の「特講」計4単位を含む）、最小で年間4単位となってお

り、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっている。従って、教授会、各種委員会活動、授業運営に関する合議等の時間を加えても教育の準備時間は確保されていることになる。もっとも、専任教員としての責務を果たすために授業準備にかかる時間がきわめて大きいだけに、研究に当てる時間は小さいというのが現実である。

教員の研究活動に必要な機会の保障については、専任教員について毎週授業のない曜日を設けているほか、研究のための学会活動や研究会活動への参加が授業と重なる場合、補講を実施することにして研究活動への参加の機会を保障している。もっとも、率直に言えば授業準備に多大の時間を要するため、研究にあてる時間は少ない。

専任教員への個人研究費の適切な配分については、適切な配分がなされている。なお、研究費のなかには研究旅費が含まれる。

人的補助体制については、平成19年度から法科大学院にティーチング・アシスタント制度を導入できるように規程を整備した。ただし、学習に専念させるために現在、ティーチング・アシスタントとしての採用はない。

教育研究活動の評価と教育方法の改善については、教員の教育、研究及び地域社会貢献活動のとりまとめとして学術交流レポートを毎年作成している。もっとも、教員評価制度については設けておらず、現在、全学的にその導入を検討中であり、導入されれば教育・研究活動は、評価項目となる。

特色ある取組みについては、以下の3つのプログラムをあげることができる。

まず、「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」であるが、これは、従前より充実したコンプライアンス関連科目を提供してきた本学の特色を活かし、

“コンプライアンスのパイオニア養成”という観点からカリキュラムをリデザインし、関連科目群のパッケージングや法律基本科目群とのコネクティングを明示的に学生に提示するとともに、「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター（TOIN Compliance Research Education Center [以下、桐蔭 CREC という]）」を立ち上げ、学生とともにコンプライアンス研究と情報発信を行い、さらに、その成果をコンプライアンス教育課程にフィードバックすることで、研究と教育の上昇スパイラルを築こうとする取組みである。

こうした取組みを可能とする基盤として、本法科大学院においては設立以来一貫して「ハイブリッド法曹の養成」を目標に掲げて、法学未修者や有職社会人を受け入れて、法曹有資格者の活動領域の拡大を見据えた教育を日々実践してきたことが挙げられる。そして、このことは、企業などの修了生の受け入れ先に「ハイブリッド法曹」および「ハイブリッド法務博士」の即戦力をアピールし、法曹有資格者及び法科大学院修了者に対する就職支援体制の構築に貢献しよう。さらに、桐蔭CRECが広く社会に向けた情報発信を継続することによって、

企業等の組織のなかで問題意識と志を抱く有為の人材が集う拠点となり、そこで同志や教員とともに語り、学び合いながら“コンプライアンスのパイオニア”として成長し、組織に戻ってコンプライアンスの確立に寄与するというプロセスが繰り返され、ひいては、組織の内側から広く社会全体に向けて「法の支配」の理念の浸透を担う人材を持続的に輩出することが期待される。

つぎに、「ハイブリッド法曹養成のための学修支援プログラム」も有職社会人を受け入れる本法科大学院の特色のひとつといえる。これは、一般的な学修サポート（専任教員によるきめ細やかな個別指導としてのアドバイザー制度やオフィスアワー、自学自習サークル、ICT活用など）に加え、長期在学5年コースの設置やキッズサポート保育室といった有職社会人が学修に専念できる環境を提供する寄り添い型のサポートを付け加えた取り組みである。

そして、構想中であるのが「桐蔭型高大院連携教育プログラム」である。これは、桐蔭高校生（高男・高女・中等）および桐蔭横浜大学法学部生との連携による法曹養成の一貫教育を実施しようとする取り組みであり、学校法人桐蔭学園によって設置・運営される桐蔭法科大学院独自の環境を最大限に活用しようとするものである。現在のところ、模擬裁判を前提としたコラボレーションの仕組みを検討している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員数に関する法令上の基準の順守については、理念・目的・教育目標を実現することを目標に教員組織の充実に努め、入学定員規模を考慮しても専任教員数はきわめて充実している。特に、「理論と実務の架橋」が法科大学院の基本であることを強く意識して実務家教員の配置についてもその態勢強化に努め、専任教員中における実務家教員の比率は67%に達している。専任教員の半数以上を実務家教員で構成するという本法科大学院のあり方は、実務教育に相当の重点を置き、理論と実務の架橋という法科大学院の理念に忠実たらしめるものと評価できる。

教員の男女構成比率については、専任教員の25%は女性教員を確保したいところであるが、現実には、人材難であり、将来の課題である。なお、女性教員については、教務委員長およびハラスメント委員会の委員長などとして活躍している。

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究専念期間制度等が設けられておらず、今後の課題である。

教員の法律基本科目等の適正な配置については、概ね妥当であると考えている。法律基本科目は専任教員の担当となっており、実務基礎科目についても、そのほとんどを実務家教員の担当であり、法科大学院の理念をほぼ実現できて

いる。司法研修所教官経験者、弁護士として深い実務経験のある者が担当しており、充実していると評価できよう。

基礎法学・隣接科目は専任教員を置いていないが、将来の課題である。

[将来への取組み・まとめ]

教員の教育・研究活動のさらなる向上を目指して、研究専念期間制度の導入、研究会や教員研修等の充実、そして、競争的資金獲得に向けた組織的な取組み（桐蔭CREC等）について幅広く検討することにした。

4. 学生の受け入れ

[現状の説明]

学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、次のように取り組んでいる。

本法科大学院は、「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標として掲げ、法科大学院入学前に専門的知識や技量を身に付けた者に対して高度の法務専門職養成教育を行うことにより、高度でかつ幅広い豊かな人間性を保持した法曹を社会に送り出すことを最大の理念としている。その中でも、とりわけ、知的財産関係法務、医療過誤関係法務及び建築関係法務において法的能力を発揮することができる人材の養成を目指していることから、このような業務に携わってきた者や関係する学部の卒業者など社会人及び他学部出身者の積極的な受け入れを目指している。

このため、法学部出身者のみに有利になるようなことがないよう社会人及び他学部出身者にも充分配慮した「公平性」、法務専門職を目指そうとする幅広い希望者に対して十分に情報を提供し門戸を開こうとする「開放性」、そして受験する者の多様な経歴などを充分考慮し選考に反映できるような「多様性」をアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）として本法科大学院入学者選抜を実施している。

前述の入学者受け入れ方針に基づいて、本法科大学院は学長を委員長とする入試委員会を設け、募集定員を30名とし定員の30%以上を社会人、他学部出身者とすることを目標としている。これは、専門職大学院設置基準第19条及び「告示第53号」第3条第1項で示された3割以上とする基準を上回るものである。

入学者選抜は、日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験の成績、小論文試験の成績、その他の選抜要素として職業実績、資格・検定、活動実績等を加えて総合して行っている。具体的には、100点満点中、適性試験の成績を30点、小論文試験の成績を70点、その他の選抜要素を適性試験の成績に加味することになっている。

選抜方法及び選抜手続については、試験実施日の約6ヶ月前に本法科大学院のホームページに公表するとともに、入学試験要項及びパンフレットを作成し公表している。そのほか、入試説明会を複数回開催している。

なお、前回の認証評価において、その他の選抜要素である職務実績、資格・検定、活動実績等の加点係数を入試要項に公表していないことが問題点として指摘されたが、入試委員会で、法律資格を優遇することに対する疑問が呈されたこと、他大学も公表していないこと、入試の内部資料を公開することになること等の理由から公開を当面見送るべきであるという結論が出されたことから、現状においても公表はしていない。

学生の適確かつ客観的な受け入れについては、専門職大学院設置基準第20条に則り、入学試験情報・入試要項に募集人員、出願資格、出願区分、試験内容、選抜方法を明らかにして、適確かつ客観的な受け入れを実施している。

出願資格については、当該年度のいわゆる適性試験を受験している者であり大学を卒業した者、卒業見込みの者、その他学校教育法上認められる者について出願資格をもれなく明記している。出願区分については、社会人の定義、他学部の定義、その他（社会人と他学部以外の者）についてそれぞれ明記している。試験内容は小論文試験であり、選抜方法について小論文試験結果と適性試験の結果との配点比率を明確にし、その他の実績等を適性試験結果に加点して総合して行うことを明記している。

これらの点について以下により詳細に説明を行う。

選抜手続を公平・公正に実施するために、入試委員会のほかに採点委員会を構成する。採点委員会は、小論文試験の採点基準を設け、複数教員のチェックと最終的に採点委員長が精査して入試委員会に報告する。選抜方法は、適性試験の結果、本法科大学院が実施する個別の入学試験（小論文試験）の結果、社会人経歴、資格取得などのその他の選抜要素をもって行う。

本法科大学院の個別入学試験は「小論文試験」としている。小論文試験は、アドミッションポリシーに則して、法学の知識を問う試験（いわゆる法律科目試験）は行わない。小論文試験の内容は、本法科大学院が知的財産関係法務、医療過誤法務及び建築関係法務において法的能力を発揮することができる人材を法曹として養成しようとすることから、社会科学的学力に加えて、理工系の基礎的学力も判定できるような内容とするように努めている。出題は大きく2問からなり、異なる分野から出題を行っている。これによって、文章の読解能力、論点の推論能力、問題の分析能力、表現能力などから法曹養成の教育課程に適する能力を有するか否かを総合的に判定することが可能なものになっている。なお、小論文の出題委員は問題漏えいや出題ミスがないように注意を行うものとしている。

選抜において、小論文と適性試験の割合については、前者を70%と後者を30%とする。この割合は、本法科大学院のアドミッションポリシーから社会人に門戸を開くことを重点とし、職業実績を背景とした社会人に小論文重視の配点とすることによって、受験促進をはかるために設定したものである。

また、社会人としての実績、資格、検定等についても選抜の要素としている。出願書類に履歴・職歴書を記入できるようにし、任意の証明書類として医師免許状・司法書士等の資格を証する書面のコピー、語学その他各種の能力に関する検定試験の結果を証する書面、ボランティア活動については責任者の作成した証明書を添付できるようにしている。入試委員が出願書類に添付される証明書を確認したうえで、経験や実績等が相当の場合（たとえば法務部長としての

経験、医師や弁理士としての実績、著書、英語等外国語能力検定取得級など)、加味できる要素を選び、適性試験の素点に加点できるようにする。ただし、小論文での成績にウエイトを置く選抜の基本方針が維持できるよう、かつ、資格や技能のない人との開きを妥当な範囲におさえるために、加点係数を1.6~1.8としている。

なお、前回の認証評価においては、加点係数の運用方法について、教員間の正式な申し合わせ等を行い、客観的かつ厳格な入学者選抜を行うことが求められたことから、入試委員会において加点係数を、資格・業種・試験の難易度等を勘案して、三段階に分けて客観的なものとし、その趣旨についても、入試の際に採点委員に対して、十分に説明し理解を求めることによって、客観的かつ厳格な入学試験を実施することに努めている。

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、小論文試験の点数と適性試験（その他の選抜要素を加点したもの）の点数を、あらかじめ公表した配分比率に基づいて合計した総合成績に基づき上位から選抜する。また、有職者社会人や法律以外の専門領域をもつ他学部出身者を「ハイブリッド法曹」として養成して法曹界に多様な人材を送り込むという本学の理念からは、入学者選抜における競争性確保のために、弁理士、行政書士、司法書士、税理士などのいわゆる士業を中心に広報活動を展開してきたが、近時の厳しい状況を踏まえ、広く企業人全般を対象とする広報活動の必要性を感じており、その一環として、コンプライアンスの分野を代表とする実務家教員による授業を本年度から公開講座として、広く社会にアピールしている。こうした広報活動は、より一層の努力と工夫が必要とされよう。

入学者選抜における競争性の確保については、平成19年度の入試以降、競争倍率が2倍を下回る状況が続いてきたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が平成21年4月に公表した「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において競争倍率2倍という基準が示されたことから、平成24年度入試においては競争倍率2倍を確保した。

実施体制については、学長を委員長とする入試委員会を設け、入学者選抜試験に関する基本事項（募集人員、試験日程等）を決定し、教授会において入学者選抜試験の大綱の承認を受ける。研究科委員会に入試広報委員会を設け、採点委員の構成、採点基準などの取り決めを行う。入学試験問題の作成にあたっては、学長が指名する2名の担当者が作成するものとしている。

複数の選抜方法の適切な位置づけと関係については、本法科大学院は平成19年度以降、入学者選抜試験を複数回行うこととしているが、選抜方式は共通であるが、平成26年度入学試験より第3回の入試は面接試験のみを実施している。

公平な入学者選抜については、自大学出身者に対して優先枠の設定などの優遇的な扱いは行わず、入学者に対する寄付等の募集も行っていない。

適性試験については、上記の通り、100点満点中、適性試験の成績を30点としており、適性試験の結果を適切に考慮している。入学最低基準点については、設定していないものの、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が平成21年4月に公表した「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において総受験者の下位から15%が入学最低基準点として示されたことを考慮して、平成25年度から入学試験要項に総受験者の下位から15%に属する場合、選考の対象から除外することがあることを明記している。これによって、著しく適性を欠いた学生を受け入れないようにしている。前回の認証評価においては、下位15%に属する受験生に対して、入学を許可した例が確認され、また、加点係数を適性試験に乗じることによって、適性試験が著しく低い者であっても入学試験を許可する仕組みとしていることは適切な評価方法ではないとの指摘を受けた。平成26年度の入試および平成27年度の入試でも適性試験下位15%以下の学生を受け入れているが、これは小論文が高得点であったことから、総合得点で合格点に達したことによるものであって、15%以下の学生を例外的に扱ったものではない。

法学既修者の認定等については、本法科大学院は法学既修者の枠を設けていないので、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表について記すことはない。

入学者選抜方法の検証については、法科大学院事務課が、志願者状況、選抜方法、受験者の得点状況、合格者の特徴及び入学者について資料を作成し、これらの資料を基に入試委員会が各年度の結果を検証し、他大学法科大学院の状況を資料として参考にしつつ、翌年度以降の学生の受け入れのあり方を学長及び教授会に報告する。

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮については、募集人員30名のうち社会人を30%以上、他学部出身者を10%以上確保している。

社会人は、学士の学位を授与された後（同等の資格を得たと認められる場合を含む）、入学試験を実施する年度の3月31日時点で3年以上を経過した者（その間、専ら資格試験・国家試験等の準備をしていた者を除く）で、その間3年以上の職業経験を有する者である。なお、社会人の経験のある者とは、NGO活動・NPO活動・ボランティア活動等の社会的経験、主婦を含む。

他学部については、法学士または法学修士以外の学位を授与された者で学位授与後3年以内の者及び学位授与見込みの者とする。

特に社会人については特別の配慮をしている。すなわち、実務経験の豊富な人材を入学させるために、仕事を続けながら履修ができるように都心の東京にサテライトキャンパスを設け月曜から金曜までは午後7時以降に、土曜日は午前9時半から授業時間を設定し、社会人の履修の便宜をはかっている。

なお、出願書類に、履歴・職歴の記入頁を設け、従事してきた仕事の内容や成果をアピールできるようにするとともに、資格等の取得証明書や検定・技能の取得証明書の添付も可能にしている。これまでの志願者は出版した本、論文、講演記録のCD、自身が取り上げられた新聞記事等多様な業績等を添付して提出している。

試験日程についても約半年前に公表して調整可能な時間的余裕を設けるとともに、これまで土曜日の半日の筆記試験のみとしている。

また、選抜方法における配点比率は小論文試験を重くし、適性試験の結果のみで受験が左右されないように多様性の確保をはかっている。本法科大学院では、適性試験の比重を30%、小論文試験を70%とする比率とし、小論文での得点力を重視している。このことによって適性試験での点数が高くない社会人にあって広く受験意欲を高めるものになっている。

法学部以外の他学部出身者についても募集定員の10%以上を確保することを目標としている。実際、獣医学部、薬学部、経済学部、文学部、音楽学部等の受験生がいる。これら出身学部別志願者の状況については、本法科大学院ホームページに公表している。

法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学選抜の実施状況の公表については、開設以来、社会人及び他学部出身の入学者の割合は3割を超えている。また、合格者及び入学者のデータについては、本学のパンフレット及びホームページで公表している。

入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、出願書類において健康診断書は要求しないが、健康状況の把握を必要とする特別の事項がある場合には、「健康状況申告書」を提出することとし、必要がある場合には医師の診断書を提出していただくことを明記している。

身体障がい者について選抜上の特別の配慮はしていない。もちろん、身体に障がいがあることをマイナスの要素とする選抜は行っていない。なお、身体障がい者用トイレ、スロープなど身体障がい者の受け入れができるように設備を整えている。また、身体障がい者が入学試験を受ける際には、別室受験等の用意をするなど配慮している。

入学定員に対する入学数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、開設時において入学定員は70名であったが、平成26年度からは、定員を30名とし、平成26年度は9名入学、平成27年度は14名が入学した。

学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、上記の通り、入学数の減少にともない入学定員を減らしており、適切に対処している。

休学者・退学者の管理については、次のように行っている。

休学・退学を希望する学生は、法科大学院事務室に「休学願」・「退学願」を提出する。相前後して、アドバイザー制度によって定められたアドバイザー教員の面接を受ける。アドバイザー教員は助言を行い、休学・退学が相当と認める場合その所見を書いて教務委員会に提出する（法科大学院事務室を經由）。教務委員長が適切と認めた場合、学長の許可を得て休学・退学が認められる。ただし、休学・退学については必ず教授会にはかり、最終的に教授会の承認を得るものとして管理を行っている。

特色ある取組については、ハイブリッド法曹の養成を目指すために特に社会の職場等で中核的な戦力となっている社会人を受け入れることが重要であり、そのために、社会人としての実績、資格、検定等についても入学者選抜の要素としている。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、本法科大学院は「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標として掲げ、本法科大学院入学前に専門的知識や技量を身に付けた者に対して高度の法務専門職養成教育を行うことにより、高度でかつ幅広い豊かな人間性を保持した法曹を社会に送り出すことを最大の理念とし、このような業務に携わってきた者や関係する学部の卒業者など、社会人及び他学部出身者の積極的な受け入れを目指している。そこで、法学部出身者のみに有利になるようなことがないよう社会人及び他学部出身者にも十分配慮した「公平性」、法務専門職を目指そうとする幅広い希望者に対して十分に情報を提供し門戸を開こうとする「開放性」、そして受験する者の多様な経歴などを十分考慮し選考に反映できるような「多様性」をアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）としており、法科大学院設置の理念、目的に照らして妥当なものと評価できる。

実際、社会人と他学部出身者を合わせて30%以上という高い目標ははるかに超え、例年、その合格者の割合は80%以上となっている。具体的には、ハイブリッド法曹の養成という理念に沿う実績を有する社会人、たとえば医師、弁理士、公認会計士、薬剤師などが入学している。

しかしながら、法科大学院設置のブーム当時と比べ、ハイブリッド法曹養成に期待できる人材の志願者が減少していることは事実である。一部の上位有名法科大学院は別にして、急激に志願者が減少している本法科大学院にあって、なお志願者中の社会人の割合がきわめて高いことは特筆すべきである。特に、都心にキャンパスを設け夜間と土曜の履修によって修了可能にしているほか、長期コースを設けて時間確保が困難な社会人等が履修しやすいようにしている。これらは多様な入学者の確保という点では評価できる。

平成26年度の入学者は、9名と近年では最小であったが、平成27年度の入学者は、14名と増加している。また、入学者の経歴は多様であり、一定数の優秀な学生を確保していると評価することができる。近年、多くの大学の入学者が減少している状態であるのに、本学のような規模の大学において、ハイブリッド法曹の理念に適う人材を一定程度確保できていることは、本学の目指す理念と学習環境が受験者に評価されていることを示すと思われる。

法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表については、開設以来、社会人及び他学部出身の入学者の割合は3割を超えている点は評価できる。社会人の志願者にとって本法科大学院は貴重な選択肢の一つになっている。

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学者数の管理については、平成26年度から入学定員を30名に減らしたものの、平成26年度は9名、平成27年度の入学者は14名となっており、現在増加の兆しがある。

[将来への取組み・まとめ]

ここ数年、入学者数が入学定員を大幅に下回る状況が続いており、さらなる入学定員の削減を平成26年度において行った。上記の通り、本学の教育理念に適う人材を確保できていると評価できるが、未だに入学定員を下回る状況が続いており、志願者を増やすため、広報活動等を積極的に行っていきたい。

5. 学生生活への支援

「現状の説明」

学生の心身の健康の保持については、横浜キャンパスと東京キャンパスと分けて説明する。

横浜キャンパスは、桐蔭学園本部に位置しており、そこには内科から外科あるいは眼科まで医師が対応する「桐蔭学園診療所」が常設されている。これによって、学生の通常の病気を治療できると同時に、急病に対する対応も万全を期することができるようになっている。また、精神的な問題に対するケアは、横浜キャンパスに隣接する大学中央棟にカウンセラーのいる「学生相談室」があり、容易にコンタクトをとることができる。

なお、この点については、オフィスアワー制度及びアドバイザー制度も学生との緊密な関係を前提に学生の健康状態に対する情報の収集とその対策に対し一定の役割を演じているものとする。

診療施設の学内周知については、学生の利用の便を考えて入学時のオリエンテーションの際に周知徹底を図ると同時に、定期的にも「桐蔭学園診療所について」というパンフレットを配布している。

東京キャンパスでは、サテライトキャンパスであり、賃貸ビルの限られたス

ペースに設置されている関係上、健康支援の措置をしていない。また、精神的な問題をケアする学生相談室も置いていない。

ハラスメントへの対応については、「ハラスメントの防止に関する規定」及び「桐蔭横浜大学ハラスメント防止ガイドライン」を定めて、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに対処しており、また、ハラスメント相談員を置いて学生や教職員からの相談を受ける体制を整えるとともに、ハラスメントに関する教員研修会を毎年1回開催するなど、適切に整備している。学生への周知については、シラバスネット上に、「桐蔭横浜大学ハラスメント防止ガイドライン」、ハラスメント対策リーフレット及びハラスメント相談委員連絡先一覧を掲載し、また、オリエンテーションの際にこれらを学生に配布している。

なお、前回の認証評価において、問題点として、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント対策のために規程の整備が必要であるとの指摘を受けたが、上記の通り、改善している。

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金制度に加えて、独自に、①桐蔭横浜大学法科大学院特別奨学金制度、②桐蔭横浜大学法科大学院奨学金制度及び③提携教育ローン制度を設け、学生の学習への障害となりがちな経済的問題を多面的に解決している。①と②について説明すれば、この制度は優秀な学生に広く勉学の機会を提供することを目的にし、①の場合には、成績優秀者4名について1,150,000円（1年間）を授業料として給付し、②では、学業成績上位者の中から2割を限度として、400,000円（1年間）を授業料として給付している。これによって、経済的問題を解決できるだけでなく学習への意欲を向上させることができるものと考えている。また、③提携教育ローンは、経済的な問題を理由に教育を受ける機会を失わないようにとの配慮から、提携する株式会社オリエントコーポレーション及び株式会社セディナと金銭消費貸借契約を締結し、融資を受けることができる。これによって、学習に対する経済的障害を除去できると同時に、向学者に対する広い門戸を確保できるものと考えている。

身体障がい者等への配慮については、横浜キャンパスでは、「横浜福祉のまちづくり条例」に準拠し、施設の届出、事前協議、現地審査を経て、「整備基準適合証」の交付を受けている。この適合証は、可能な限り誰もが安心安全に等しく利用できるよう施設配慮を行っている施設に交付されるもので、施工からメンテナンスまで専門の事務所が担当している。たとえば、動線部の無段差・緩勾配、弱者用駐車場を施設メイン出入口に設置、車椅子対応エレベーター設置、教室内に車椅子用のスペースの確保等が考慮され施工されている。

東京キャンパスは、賃貸ビルのワンフロアを借り受けているが、このビル自体はバリアフリー構造で身体障がい者にも充分配慮されている。

進路についての相談体制については、本法科大学院は、進路についての相談体制として、アドバイザー制度を置いている。このアドバイザー制度とは専任教員が学生の学習上の、あるいは生活上の諸問題について相談に乗り、充実した学習生活を送ることができるようアドバイスする制度である。本法科大学院の専任教員が、各自5名程度のアドバイザーを受け持ち、進んで学生にコンタクトを取り学習の進捗状況をたずねたり、学習上の問題点を指摘しその解決策を相談したりと少人数制ならではのきめの細かい学生のケアを行っている。

なお、前回の認証評価において、問題点として、六本木キャンパスにおける学生生活への支援について、全般的に改善が必要であるとの指摘を受けたが、平成24年度に六本木キャンパスよりも約1.7倍広い東京キャンパスに移転して、学生からの相談に利用できる部屋を設けるなどして改善を図った。

特色ある取り組みについては、本法科大学院は、社会人学生も多いことからその支援を図るために、「桐蔭ロースクール・キッズサポート」という名称の保育室を設置している。これは、本法科大学院の学生の乳幼児を保育することで、子育てのために法曹への道を断念することのないように学生支援の一環として安価に保育室を提供するものである。法科大学院生の0歳から3歳未満の乳児を原則として対象とするものであるが、3歳以上の未就学児の場合も土日および夜間の保育を可能としている。保育時間は、通常は、8時から17時までであるが、火曜日と金曜日に限っては、希望に応じて夜間保育も可能となっている。

「点検・評価（長所と問題点）」

学生の心身の健康の保持及び**進路についての相談体制**については、横浜キャンパスでは特に問題はないが、東京キャンパスは、賃貸ビルのワンフロアを借り受けているためスペースに限りがあり、横浜キャンパスに比べると不十分な点もある。もっとも、東京キャンパスは、サテライトキャンパスであることから、ある程度の制限はやむを得ない。

奨学生その他学生への経済的支援に関する適切な相談・支援体制の整備については、入学から卒業まで多種多様な奨学金を準備することによって学生の学習をバックアップする本法科大学院の奨学金制度は、社会人学生が多数在学する本学の特徴を考慮すると必要不可欠のものであると考えられる。質量共に十分な制度になっていると言えよう。

学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、社会人学生の中には在学中に出産、育児を経験する者もいる事を考えればキッズサポート制度の存在する意味は極めて大きい。

「将来への取組み・まとめ」

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、現在のアドバイザーに対するアドバイザーの割当ては、形式的に行われているが、両者の人間的相性によってはこの制度が十分機能していない場合もあるので、学生の意見を聞きながら、ある程度自由な運用もできるような制度への見直しを検討したい。

6. 施設・設備、図書館

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備については、横浜キャンパスに講義室 3 室（音響や映像設備付き）、ゼミ室 10 室（うち 2 室は可動式間仕切りにより 1 室として利用可能）、図書自習室、教員研究室、合議室などを設けている。これ以外に法学部棟に法廷ゼミ室、法情報検索室、桐蔭学園アカデミウムに陪審法廷室がある。図書館施設は、法科大学院棟に図書自習室以外にも大学図書館（情報センター）及びメモリアルライブラリーの利用が認められている。さらに、東京都港区の虎ノ門マリビルにサテライトキャンパスとして東京キャンパスを設置し、講義室 9 室、図書自習室、事務室などを設けている。

自習スペースについては、横浜キャンパスに図書自習室を確保し、また、複数学生による自主学習のためにはゼミ室を開放している。東京キャンパスにも、自習スペースとして図書自習室を確保し学生の自主ゼミ用には講義室も開放している。施設の利用時間は、両キャンパスともに年中午前 9 時から午後 11 時までである。

研究室の整備については、現在、法科大学院専任教員 15 名に対して、横浜キャンパスの法科大学院棟 6 階に個別研究室を用意している。部屋の広さは約 25 m²である。研究室の他に、各教科や分野別の担当教員間の打ち合わせのために合議室を用意している。なお、東京キャンパスには、個別研究室を設けていないが、教員用のラウンジを用意している。

情報関連設備及び人的体制については、横浜キャンパスでは教員研究室、講義室、ゼミ室等に情報コンセントを配置し、館内のどこでも学内 LAN に接続できるように整備している。図書自習室には検索用のパソコン 4 台とプリンター 4 台を配置しており、法学部棟の情報検索室も利用可能である。東京キャンパスでは、無線 LAN を設置し、図書自習室には 4 台のパソコンを設置するなど環境を整えている。人的な体制としては、大学の情報ネットワーク部が全体的な維持管理を行っている。

身体障がい者等への配慮については、横浜キャンパスでは施設建築の段階から横浜市福祉のまちづくり条例に準拠し、整備基準適合証を受けている。具体的な整備概要としては動線部の無段差、緩勾配、障がい者用駐車場の設置、出入口、廊下等の広幅員、車椅子対応のエレベーターの設置、多目的トイレの設置、教室内の車椅子用スペースの考慮などが挙げられる。図書自習室の閲覧用キャレル 2 席は、身体障がい者用の特別仕様となっている。過去に車椅子を使用している学生が 1 名在籍していたが、授業や試験の際には車椅子でも使用しやすい机を設置するなどの配慮を行った。東京キャンパスは建物全体が基本的にバリアフリー構造であり、キャンパス内もバリアフリーになっている。

施設・設備の維持・充実については、本法科大学院では、夜間授業やサテラ

イトキャンパスの対応など社会人学生等の受入れを積極的に推進している。このため、社会人学生、とりわけ有職者の学生からは学内での LAN 接続環境をはじめ、学外からの大学の情報や、各教員、授業内容へのアクセスなどを容易にしてほしいという要望が多い。このような要望に対応して、学外からもアクセス可能なオンライン学習システムや法情報検索システムを導入するなど整備に力を入れている。

図書館等の整備については、図書館における図書等の計画的・体系的な整備は、各専門講座担当者が行っている。各専門分野の基本的教科書、モノグラフィ、全集等を選定し、その後の改版は必ず補充することを基本方針とし、両キャンパスの図書自習室に合計約 1 万 3 千冊（横浜 10,603 冊、東京 2,289 冊）の図書を所蔵している。この他に学生と教員が活用しているのが LLI 主要法律雑誌システムと TKC ローライブラリーのデータベースで在學生と修了生、教員の全員に大学から ID が与えられ、場所と時間を問わず利用できる体制をとっている。教員は、アメリカの LEXIS NEXIS も大学の負担で利用可能である。

なお、前回の認証評価において、問題点として、東京キャンパスの図書の蔵書数が十分ではないと指摘されたが、蔵書数を増やして、改善を図っている。

開館時間の確保については、図書自習室は両キャンパスとも法科大学院施設の開放時間である午前 9 時から午後 11 時まで毎日利用可能である（ただし、年始年末等は時間が短縮される場合がある）。この開館時間は、午前 9 時半開始し夜 10 時 10 分終了する講義時間に合わせ、かつ横浜キャンパスの交通機関の便を考慮して設定している。横浜キャンパスでは、法科大学院とは別の施設である大学図書館の利用も認められており、その開館時間は年中無休で午前 9 時から午後 9 時までである。

国内外の法科大学院等との相互利用については、国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備について本法科大学院固有の制度はない。他大学の所蔵図書の利用は大学図書館の相互貸借制度によることになるが、この手続き窓口は大学図書館となっている。

特色ある取組みについては、本法科大学院は有職社会人学生比率が高いこと、キャンパスが横浜と東京の二つに分かれていることから、シラバスネットによる連絡網の整備と電子情報利用の供与が特色となっている。横浜キャンパスにある陪審法廷については、裁判員制度による模擬裁判実施の際に、裁判官席を広げて裁判員制度導入に対応できるよう整備した。

[点検・評価（長所と問題点）]

教育形態に即した施設・設備については、横浜キャンパスの講義室やゼミ室は、司法研修所や海外のロースクールの建物を参考にしており講義室は扇方に座席を配置して学生と教員が常に向き合える設計となっている。ゼミ室は、机、

椅子を自由に移動でき、授業内容に合わせた配置が可能である。学生用机は、六法や参考書を併用する本法科大学院特有の講義スタイルを考慮して大きめのものを入れている。特筆すべきは、横浜キャンパスには法廷教室を2つ設置している点で裁判のプロセスに応じた教室の使い分けが可能となり、実務教育をより効果的なものとしている。

国内外の法科大学院との相互利用については、他大学の所蔵図書の貸借手続き窓口は別の建物内の大学図書館となっている。法科大学院開設以来、この手続きの申込みの例は未だないが、法科大学院図書館内に窓口を設ける需要が見込まれるようなら対策を講じる必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

図書館等の整備については、東京キャンパスのさらなる図書の充実を図って行きたい。

開館時間については、学生の要望に応えることも検討していく必要がある。

国内外の法科大学院等との相互利用については、他大学所蔵資料の相互貸借制度を学生にとってより使い勝手のいいものにするために、法科大学院図書室窓口で手続きが取れる体制作りが課題である。

7. 事務組織

[現状の説明]

適切な事務組織の整備については、本法科大学院学則第 12 条（事務組織）に記載のように事務長の他、必要な事務職員及び技術職員を配置している。具体的には、本法科大学院の本校である横浜キャンパスに事務次長 1 名、事務職員 2 名、サテライトキャンパスである東京キャンパスに事務職員 4 名を各々配置しており、昼間、夜間学生に対する対応を実施している。

事務組織と教学組織と関係については、本法科大学院教授会規則によって開催される教授会には、大学事務局長、法科大学院事務責任者が出席して、本法科大学院の運営方針等について確認している。また、同教授会の開催関連事務及び議事録等作成については、本法科大学院教授会規則第 10 条の定めにおいて事務責任者が作成している。この他に、教員が主体で実施している本法科大学院教務委員会に事務責任者及び事務職員が参加し、授業及びカリキュラム対策等についての情報等を教員と共に共有している。また、FD 委員会が開催する FD 研究会にも事務責任者及び事務職員が参加している。

事務組織の役割については、基本的には事務職員は、教員が本法科大学院においてその目的及び使命であるところの教育指導を円滑に実施するための補佐を行なうことが重要な使命である。しかし、大学という組織においては「教育」という事業と「経営」という事業が車の両輪のように円滑に作動しなければならない。そのためにも教員、事務職の意思を統一する事が重要である。前述したように、教授会、教務委員会、FD 研究会等に事務責任者が参加することによって、意思を統一するとともに、事務的見地からの意見や企画・立案が出せるようにしている。

事務組織の機能強化のための取組みについては、法科大学院は、その設立目的が明確に定まっている。即ち司法試験に挑むための専門教育を提供する場として位置づけられている法科大学院には、その運営を協働する職員も法律に関する知識をある程度有していることが望ましい。この条件を満たすために、教員が主催する教務委員会や FD 研究会に参加し、本法科大学院が行なう教育についての知識を得る活動を行っている。

特色ある取組みについては、本法科大学院は昼間学生及び夜間学生、加えてキャンパスが横浜と東京に分かれているため、事務担当者間の意思疎通が不十分になる場合がある。時として、教育（授業）や事務に関する学生への正確な情報伝達が正確に伝わらない場合がある。特に東京キャンパスで履修する有職社会人学生にとっては、正確な情報の入手が困難な場合がある。そこで、オンライン学習システムのシラバスネットを利用し、事務室からの連絡はすべてシラバスネットに掲示して学生に周知する方策を講じている。また、事務室宛てのメールは、全職員に届き、それぞれの担当者が適切に対応する体制を整えて

いる。

[点検・評価（長所と問題点）]

適切な事務組織の整備については、本法科大学院の事務業務は、学部の事務業務のように授業に関することは教務課、学生の支援については学生課というように分業システムになっておらず、法科大学院事務職員が全ての業務を行うシステムになっている。このため、法科大学院事務職員はあらゆる業務について認識していないと、運営に支障をきたす恐れがある。したがって、法科大学院事務職員が、その業務を適切に行うためには、ある程度の時間と経験が必要である。

[将来への取組み・まとめ]

適切な事務組織の整備については、横浜キャンパスと東京キャンパスに分かれているので、円滑に業務が遂行できるように相互の連絡体制を確立し、意思疎通を図っていきたい。

8. 管理運営

[現状の説明]

管理運営に関する規程等の整備については、桐蔭横浜大学法科大学院学則及び法科大学院教授会規則で整備を行っている。

教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重については、桐蔭横浜大学法科大学院学則の定めに従い、教員人事、カリキュラム等の重要事項について本法科大学院教授会が最終決定権を有しており、実際にその通り運用されている。

法科大学院固有の専任教員組織の長の任免については、桐蔭横浜大学法科大学院学則第7条において、研究科長の位置づけ、任務、選出方法、任期について定めており、実際にその通り運用されている。

関連学部・研究科等との連携については、本法科大学院は学部・研究科とは独立した組織となっているが、教育目的の達成のために相互の連携を図っている。

財政基盤と確保については、財政基盤・資金の確保は法人として管理されているので、特別の資金は確保していない。

特色ある取組みについては、特段記すべきことはない。

[点検・評価（長所と問題点）]

関連学部・研究科等との連携については、法学部・法学研究科では、新しい教育改革への取組、例えば、ミディエイション交渉教育、留学生教育を行っており、その点について本法科大学院では連携を模索している。

[将来への取組み・まとめ]

関連学部・研究科等との連携については、法学部・法学研究科との協議の場を設けて、相乗効果があがるような教育連携を構想する。

9. 点検・評価等

[現状の説明]

自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施については、本法科大学院の学則第5条に基づき、桐蔭横浜大学法科大学院自己点検・評価規程（平成16年4月1日制定）がこの体制について定めを設けている。その第1条によれば、この規程の目的は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととされている。そして第2条により、そのための組織として桐蔭横浜大学法科大学院自己点検評価委員会が設置されている。この委員会の委員長には研究科長が就き、委員には本法科大学院の各種の委員会の委員長が就く（第3条）。自己点検・評価の実施については、平成20年度に自己点検・認証評価報告書を作成し、認証機関による認証評価を受けて、適合の判断を得た。

自己点検・評価の結果の公表については、平成20年度に作成した自己点検・認証評価報告書を、認証評価の結果とともに本法科大学院のホームページにおいて公表している。平成25年度の自己点検・認証評価報告書および認証評価結果については、追評価の結果を踏まえて、ホームページにおいて公表する予定である。

評価結果等に基づく改善・向上のためのシステムについては、各委員会において、それぞれの担当分野に関して改善・向上のための方策を検討した上で、教授会において議論することとしている。

評価結果等に基づく改善・向上については、平成25年度の認証評価において不適合との評価を受けたが、その際に以下の11項目に重大な欠陥があると指摘された。その11項目であるところの、①法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性（評価の視点2-1）、②学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（評価の視点2-3）、③授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重（評価の視点2-5）、④法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目の開設（評価の視点2-11）、⑤成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施（評価の視点2-34）、⑥専任教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備（評価の視点3-4）、⑦法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（評価の視点3-6）、⑧学生の受け入れ方針、⑨選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表（評価の視点4-1）、⑩学生の適確かつ客観的な受け入れ（評価の視点4-2）、⑪適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等（評価の視点4-8）、⑫自己点検・評価のための組織体制の整備と、⑬適切な自己点検・評価の実施（評価の視点9-1）については、基準協会の追評価に係る改善報告書で示したように、改善を実施した。なお、具体的な対応については、すでに各項目の部分で述べ

たとおりである。

特色ある取組みについては、特段記すべきことはない。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施については、平成 25 年度の認証評価において、自己点検評価体制について十分な点検・評価がなされていないとの指摘を受けたが、その後、自己点検評価委員会を開催し、平成 26 年度から 27 年度にかけて、教員アンケート・学生アンケートを実施、自己点検評価に係る教員会議を二回実施するなどして、自己点検評価の体制については、一定の活動を行っているとして評価することができる。

評価結果等に基づく改善・向上については、前回の認証評価において指摘された事項のうち、多くの勧告・助言については改善を行っており、適切に対処したと評価できる。しかし、問題点については、まだ改善されていない点が若干残されている。

[将来への取り組み・まとめ]

自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施については、今後とも、認証評価における不適合という指摘を真摯に受け止めて、充実した自己点検評価を続けていきたい。

評価結果等に基づく改善・向上については、若干の改善されない点について今後も検討を続けていきたい。

10. 情報公開・説明責任

[現状の説明]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、ホームページ、本法科大学院パンフレット、桐蔭横浜大学学術交流レポート及び本法科大学院紀要などを通じて社会に情報を発信している。ホームページでは、本法科大学院案内、入試情報、キャンパスライフ、イベントなど、学生便覧や履修要項を含めて適宜内容を更新し、最新の情報を提供するよう努めている。本法科大学院パンフレットでは、本法科大学院全体の概要、カリキュラム、制度紹介などを含めて、特にこれから入学しようという方々に対しての情報ツールとして利用している。桐蔭横浜大学学術交流レポートは、各教員の1年間の研究・社会活動について紹介する。本法科大学院紀要については、研究論文等の掲載など、研究内容の紹介を行っている。

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、学校法人桐蔭学園情報公開規程及び同施行規則に基づき、体制を整備して情報公開に当たっている。本法科大学院としては、ホームページ担当の事務職員が更新作業等を行い、本法科大学院パンフレットについては入試広報委員会、本法科大学院紀要については社会貢献委員会において編集作業等を担当している。

なお、前回の認証評価において、学校法人桐蔭学園情報公開規程では公開対象が財務情報に限られていることが問題点として指摘されたが、この点については、まだ改善されていない。

情報公開の説明責任としての適切性については、ホームページ、パンフレット及び紀要については、それぞれ問い合わせ先を明記し、外部からの問い合わせについては責任ある各担当者が迅速に対応している。

特色ある取組みについては、特段記すべきことはない。

[点検・評価（長所と問題点）]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、入学者選抜に関して、適性試験の平均点・最低点などは公表しておらず、不十分な点がある。

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、学校法人桐蔭学園情報公開規程によって、体制を整備する。

[将来への取組み・まとめ]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、その範囲を広げるなど、さらなる情報公開に努め、説明責任を果たしていきたい。

情報公開の説明責任としての適切性については、学校法人桐蔭学園情報公開規程を改訂して対象範囲を広げるように、法人に対して働きかけていく。

終章

前回の認証評価の不適合という評価を厳粛に受け止め、今回の自己点検・評価を行うことによって、レベルⅠの法令等の遵守に関する事項、レベルⅠの大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項及びレベルⅡの事項について、多くの点が改善され、基準を遵守していることが確認できた。その一方で、改善が必要な点もいくつか見つかったことは自己点検・評価の成果といえる。

レベルⅠの法令等の遵守に関する事項については、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表（評価の視点4-1）、学生の適確かつ客観的な受け入れ（評価の視点4-2）、適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等（評価の視点4-8）の3点に係る認証評価の指摘を受けたことから、今後も、公正で客観的な入試を行うべく改善と向上を続ける必要がある。

レベルⅠの大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項については、教育効果の達成状況を測定する仕組みの整備と司法試験の合格状況等の把握・分析を法科大学院の恒常的な改善を図るために活用する制度の構築が必要であり、また、前回の認証評価において指摘された問題点についてまだ改善が不十分である点について、今後の改善・向上が必要である。

レベルⅡについては、FD活動の活性化に向けての検討が必要である。